

固定資産税の家屋に係る手続きについて

○家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を提出してください。現地確認を行った後、家屋の滅失処理することにより、次年度から課税されなくなります。

○家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を提出してください。なお、登記されている家屋については、所有権移転登記をすることにより、家屋名義変更届の提出が不要となります。

○留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月1日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。反対に、1月1日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が上がる場合があります。
- ・各種手続き等について、不明な点がありましたら、会計課財政グループ税務担当までお問い合わせください。

[問い合わせ先] 会計課 財政グループ税務担当 電話5-1113 告知端末機 5-8813



幌延町地域おこし協力隊 丸田耕作氏を紹介します

●趣味

ウォーキング、ドライブをしながら自然を楽しむこと。
おいしいコーヒー豆屋さんを探すこと。

●特技

1日30km程度なら、毎日歩き続けられる（かな）。

●性格

改めてWebでO型の性格を調べてみると
・おおざっぱで豪快、・家族を大切にする、・自分の好きな事は周りを気にせず熱中する、・子どもようだがそこには優しさがある、・細かいことは気にしない、・自分の気になることには結構細かい、・おおらかでおだやかと書いてありました。
かなりの部分が当てはまっているようです。

●どのような活動をしていきたいか

観光というと地域外のひとが対象と思われがちですが、地元のひとがいいなと思い自慢できるものでないと他のひとにもいいなと思ってもらえないと思います。ですから、まちのひとがいいなと思えるもの、元気に安心して生き生きと生活できるものを核にして多くのひとにいいねと思われるものを創っていきたくと考えています。

●まちのみなさんへ一言

幌延探索で人気のないところを歩き回っていることが多々あると思いますが不審者ではないので迷惑なときはひとこと言ってください。
バイパスなどでのんびり走っている黒い車は私です。追い越したいときは合図してください、道譲りますので。